



公益財団法人SAJ  
**スマイル通信**  
No.2  
2009年 7月号

公益財団法人  
**School Aid Japan**  
〒144-0043  
東京都大田区羽田 1-1-3  
TEL: 03-5737-2773  
FAX: 03-5737-2793  
<http://www.schoolaidjapan.or.jp>  
sajinfo@schoolaidjapan.or.jp

公益財団法人 School Aid Japan

## 平成21年度定時評議員会・理事会を開催

平成21年度定時評議員会・理事会は、6月12日に評議員6名、理事7名の全員が出席して開催されました。審議および議決の結果は以下のとおりです。

### ○第1号議案 平成20年度事業報告及び収支決算報告

- ・学校建設は1/2校 (カンボジア・コンポントム州 ランナルット・スローヨウ中学校)
- ・収支決算 収入 8,600,000円 支出 3,112,834円

次期繰越収支差額 5,487,166円 以上の内容は、小林監事により監査済み

### ○第2号議案 平成21年度補正事業計画および補正収支予算

平成21年度前期の事業は、学校建設支援事業のみです。後期の事業は、内閣府公益認定等委員会に、事業内容の「変更公益認定申請」をする予定です。認定された後に以下の事業を行います。(NPO法人スクール・エイド・ジャパンからの事業の移管)

- 1 学校建設支援事業 (既に公益認定済み)
- 2 ふれあいサポートプラン
- 3 食糧支援事業 (お米支援・学校給食)



定時評議員会に出席の方々

### 平成21年度 前期事業活動

- 1 学校建設支援事業 3校と1/2校 (カンボジア2校と1/2校 ネパール1校)

1/2校は平成20年度後期一般財団法人建設のランナルット・スローヨウ中学校未完成部分の建設を行うため。

### 平成21年度 後期事業活動

- 1 学校建設支援事業 7校を建設する (カンボジア 7校)
- 2 ふれあいサポートプラン 10月が新学期のため提供人数は未定です。

支援内容は、制服1着・ノート20冊・ボールペン10本・定規などを継続します。

#### 3 食糧支援事業

お米支援は、コンポンチュナン州でNPO法人SAJが建設した小学校12校の貧困家庭(1日1回しか食事が出来ない家庭・村人の誰もが貧しいと認める家庭)の子どもに、月12Kgの米の提供を継続します。学校給食はコンポンチュナン州12校とポーサット州14校の計26校で実施する。食材はWFPが提供。食材保管倉庫・給食実施に関する事務や準備、指導は全てSAJが行う。実施している小学校地域の村をまわり、モニタリングも行い、給食が問題なく行われているかの検証に力を注ぎます。

#### 4 孤児院運営事業 孤児の心の安定と規則正しい生活の定着、学力向上

・入園孤児を70人まで増やす予定です。園長・副園長・職員のミーティングを定期的に行い、同じ方向のもとで愛情をもって子どもを育てます。子供たちが通う小中学校との連携、園での補習授業を通して、子どもの学力向上をはかります。

○補正収支予算

収入 125,625,893 円 支出 77,393,000 円

カンボジア・ネパール支援費 55,830,000 円

孤児院運営費 4,200,000 円 (事業移管後の半期分)

**公益財団法人 School Aid Japan への寄附は「税金控除」が受けられます  
領収書を発行致しますので大切に保管して確定申告時にご提出下さい**

公益財団法人には「税制優遇措置」が認められます。NPO法人や一般財団法人では通常、税制優遇措置は受けられません。「認定NPO法人」は「税制優遇措置」は受けられますが、国税局の審査が複雑で厳しく、認定を取るのが難しいのが現状です。平成20年12月に、新しい公益法人制度が施行されたのを機に、12月1日に一般財団法人 School Aid Japan を設立し、すぐに公益財団法人の申請をしました。

平成21年4月1日をもって「公益財団法人 School Aid Japan」として内閣総理大臣から認定されました。これによって「寄付金の税制優遇」が受けられる団体になりました。支援して下さる皆様に少しでも恩返しができることをうれしく思います。

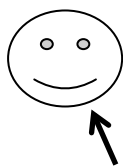
**寄附金の優遇措置について  
その1 個人が支出する寄附金**

公益財団法人の活動は、内閣府公益認定等委員会に申請した活動内容以外は行うことができない決まりになっています。「公益財団法人 School Aid Japan」取得申請にあたっては、「海外における学校建設事業」1活動だけに絞りました。そして「学校建設事業」が公益活動に値するとの認定を受けました。

そこで、現在活動できるのは「学校建設事業」だけです。他の活動を行うには、内閣府公益認定等委員会に「変更公益認定」を申請し、認められなければ活動出来ません。7月中旬に「変更公益認定」の申請をする予定です。

**公益財団法人 School Aid Japan  
お振込先のご案内**

公益財団法人 School Aid Japan へのお振込は  
郵便局 00140-5-345903  
三井住友銀行 蒲田支店(普) 4353626  
口座名：公益財団法人 School Aid Japan



寄 附

公益財団法人 SAJ

確定申告(所得税)で、  
(寄附金額(注1) - 5,000円)を所得金額から控除(注2)できます。

(注1) 1年間の寄附金額の合計額となり、他の公益団体や国地方公共団体への寄附金額も含まれます。

(注2) 控除額は寄附をした人の所得金額の40%が上限となります。

個人住民税も、所得税と同様控除されますが、所得額の30%が上限となります。

(例)：給与所得者、配偶者、子2人、総収入10,000,000円、寄附金額144,000円の場合

寄附の有無	課税所得金額	納税額
無	6,280,000円	828,500円
有	6,141,000円	800,700円
	還付金額	27,800円